

令和8年度入札参加資格審査の申請について（建設工事）

1 入札参加資格審査申請ができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請ができません。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （3）営業に関し、法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- （4）建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- （5）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（適用が除外されている場合は除く）
- （6）入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- （7）国税を滞納している者

2 申請方法及び申請書受付期間

申請方法	申請書類を下記の受付期間内に 郵送 してください。
受付期間	令和8年1月5日（月）から令和8年2月6日（金）まで（消印有効） ※令和8年2月7日以降の消印のものは一切受付いたしません。
郵送先 ※郵送受付のみ	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 契約検査課

【封筒の宛先記入例】

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 契約検査課 申請書類在中（建設工事）	必ず封筒の表面に 「申請書類在中（〇〇）」 と朱書きしてください。
---	--

- （1）申請書類の受付完了後、「入札参加資格審査受付証」を返送いたします。
- （2）記載内容及び提出書類に不備があるものは受付できません。不備の申請書類は、同封していただく返信用封筒にて返送します。なお、郵送料不足の場合は着払いにて精算をお願いします。
- （3）提出書類は、ファイル等でとじないで提出してください。
- （4）加古川市上下水道局に申請を希望される方も、市で一括して受付します。別途申請は不要です。

3 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

※ただし、上記1（1）～（7）のいずれかに該当したときは入札参加資格が無くなります。

4 債権者登録申出について

加古川市から支払を受ける場合は、振込口座の登録が必要です。市ホームページより「債権者登録申出書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、会計課（Tel:079-427-9298）へ提出してください。（郵送可）

入札参加資格者名簿へ登載しても、市との取引が発生するまでの期間は債権者登録申出書の提出は必須ではありません。名簿への登載完了後、初回支払いまでの間に随時申出を行ってください。

なお、今回の資格登録申請とあわせて債権者登録申出書を提出される場合は、申請中専用の様式を使用してください。

※既に「債権者登録申出書」を提出済で、今回の入札参加資格審査の申請において商号や代表者の変更に伴う振込口座の変更がない場合は、「債権者登録申出書」の提出は必要ありません。

提出時期

使用する様式

- ・令和8年3月以前 「入札参加資格者【登録申請中】専用」 様式
- ・令和8年4月以降 「入札参加資格者【登録あり】専用」 様式

また、加古川市上下水道局については別途申出が必要となりますので、ご注意ください。

市外業者用 (加古川市外に本店があり、加古川市内の支店、営業所等に契約締結権限を委任しない者)

5 お問い合わせ先

加古川市 総務部 契約検査課 契約係
TEL : 079-427-9153・9154 (直通)
FAX : 079-427-2510
ホームページ : <http://www.city.kakogawa.lg.jp/>

6 提出書類 (下記の順に並べて提出してください)

○ : 必須、△ : 該当者のみ提出、× : 提出不要

No.	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格審査申請書 (建1~建3)	○	○
2	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 (経審) の写し □ 審査基準日が令和6年9月1日以降の最新のもの。 □ 通知書が未着の場合は、経営分析結果終了通知書及び経審申請受付証の写し	○	○
3	建設業許可通知書又は許可証明書の写し	○	○

※注1 次の No. 4~7 の書類は、必ず「令和7年12月1日以降に発行された」証明書を提出してください。発行日の古い証明書を提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

No.	提出書類	法人	個人
4	※注1 履歴事項全部証明書 (コピー可) 【申請場所】 法務局 ※証明文や公印等が付加されているもの	○	×
5	※注1 代表者の住民票抄本 (コピー可) 【申請場所】 住所地の市町村 ※マイナンバーの記載が無いもの	×	○
6	※注1 代表者の身分証明書 (コピー可) 【申請場所】 本籍地の市町村 ※運転免許証やパスポートなどの本人確認書類とは異なります。 ※注2 外国人の方は提出不要。	×	△ ※注2
7	国税 ※注1 納税証明書 (その3の3) (コピー可) 【申請場所】 所轄税務署 □ 課税なしの場合も必要	○	×
	※注1 納税証明書 (その3の2) (コピー可) 【申請場所】 所轄税務署 □ 課税なしの場合も必要	×	○
8	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (又は共済契約者証) の写し 中小企業退職金共済事業加入証明書の写し ※注3 加入分を提出。建退共・中退共のいずれにも未加入の場合は、建2に理由を記入すること。	△ ※注3	△ ※注3
9	誓約書 (建4)	○	○
10	入札参加資格審査受付証 (建5)	○	○
11	140円切手を貼付した返信用封筒 (角2) ※入札参加資格審査受付証等の返送に利用しますので、宛先を記入してください。	○	○

7 営業所技術者又は特定営業所技術者の確認について

営業所技術者又は特定営業所技術者 (以下、「営業所技術者等」という。) は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

特例として、下記の要件を全て満たす場合、営業所技術者等は当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者 (以下、「監理技術者等」という。) となることができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること |
|---|

これに違反した場合、建設業法の規定に基づき監督処分の対象となります。

専任を要する工事については、営業所技術者等を配置予定技術者として入札参加申込みをすることができません。

なお、営業所技術者等は営業所技術者等証明書等により確認を行います。

市外業者用 (加古川市外に本店があり、加古川市内の支店、営業所等に契約締結権限を委任しない者)

8 社会保険等未加入対策について

平成30年度より社会保険等（「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」）に加入（ただし、法令の規定により適用を除外されている者は除く。）していることを、を建設工事の入札参加資格者名簿への記載要件としています。つきましては、社会保険等の未加入業者については入札参加資格の受付ができませんのでご注意ください。

社会保険未加入建設業者とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とします。

※年金事務所において健康保険の適用除外承認を受けることにより国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません。

なお、社会保険等の加入状況については、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認します。

9 加古川市が締結する契約からの暴力団排除について

- （1）加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例第6条及び加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札等へ参加させないこととします。
- （2）暴力団排除要綱第5条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に記載された者は、本市と200万円を超える契約を締結する際には、必ず契約案件ごとに誓約書を提出することとしています。本市では誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。

10 申請書提出前のチェックリスト（※よくある書類不備の事例）

申請書に不備がある場合は受付ができませんので、事前に提出書類の確認をお願いします。

	確認事項	確認欄
1	書類の記載漏れ、添付漏れがないか。	
2	商号や代表者（受任者）氏名にフリガナは記載されているか。	
3	提出する経審・建設業許可の有効期限が切れていないか。	
4	証明書（履歴事項全部証明書、住民票抄本、身分証明書、国税の納税証明書）は令和7年12月1日以降に発行されたものであるか。	
5	印鑑（インキ浸透印不可）は鮮明に押印されているか。押印もれ（複数箇所）はないか。	
6	使用印鑑（インキ浸透印不可）は鮮明に押印されているか。	
7	使用印鑑は契約締結権限を有する者（代表者又は受任者）の印鑑であるか。 （×誤った事例：受任者は営業所長であるにもかかわらず代表者印を押印）	
8	受任者がある場合、受任者印と使用印鑑が同じ印鑑であるか。	
9	返信用封筒を同封しているか。（切手、宛先の記載など漏れがないか）	